

裁 決 書

審査請求人

同代理人

処 分 庁 福祉事務所長

平成21年5月11日付けで提起された生活保護法第63条による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

平成21年4月15日付け生活保護法第63条による費用返還決定処分の納付金額を「円」に変更する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、処分庁である福祉事務所長が平成21年4月15日付けで審査請求人及び代理人（以下「請求人等」という。）にした生活保護法（以下「法」という）第63条による費用返還決定通知（以下「本件処分」という。）を不服として取消しを求め提起したものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人等は、この点から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁は、請求人が4月15日に受給した亡夫（以下「亡夫（父）」という。）の未支給年金円を保護開始時点における資力と認定し、その全額の返還を求めたものである。

これに対し、請求人等は、当該未支給年金は亡夫（父）が生存していた期間の亡夫（父）自身の年金であり、亡夫（父）に関し、請求人等が負担した医療費、紙オムツ代、葬祭費用及び寺へのお布施代を支払うための親族からの借入金は、すべて亡夫（父）に起因した費用または債務であることから、当該未支給年金を、これらに充当することは当然に認め

られるべきものであり、保護費の返還額の決定に当たっては、考慮されるべきと主張しているものである。

また、請求人等は、ガスコンロの修繕費及び求職活動における交通費の負担も大きいとして、保護費の返還額の決定に当たっては、請求人等のおかれている事情も考慮されるべきと主張しているものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、請求人等から平成21年1月7日付けで、生活保護申請書を受領し、併せて収入申告書、資産申告書等を受領したこと。
- (2) この時の収入申告書には、平成21年3月頃から年 [REDACTED] 円、年 [REDACTED] 円、平成21年8月頃から年 [REDACTED] 円、他に父親の平成20年12月分年金 [REDACTED] 円程度の年金の見込みがあることが記されていること。
- (3) この時の資産申告書の「負債（借金）」欄には『無』に○が表記されていること。
- (4) 処分庁は、平成21年1月14日に請求人等宅を訪問し、請求人等が父親の葬儀を行う際に、親族（母方の甥）から [REDACTED] 円を借入しているとの申し出があり、これを承知したこと。
- (5) 処分庁は、平成21年1月26日に保護を決定し、申請日に遡り保護を開始したこと。
- (6) 処分庁は、平成21年2月6日に請求人等宅を訪問し、請求人等に2月に支給される年金については返還金が発生する旨を説明した。この際、請求人等からの病院や親族への返済のため月20万円無いと生活できないとの申し出に対し、生活保護費から借金を返すことはできない旨を説明したこと。
- (7) 処分庁は、平成21年2月10日付け保護決定（変更）通知書にて請求人等の遺族厚生年金及び遺族共済年金の収入認定により、過支給となった [REDACTED] 円の返納を求め、請求人等は平成21年3月5日に返納したこと。
- (8) 処分庁は、「平成21年2月12日付け20厚第3320号生活保護法第63条の規定による費用返還について（通知）」にて、請求人等に対し、亡夫（父）の年金等の死亡一時金が支給されるため、既に受けている保護金品に相当する金額の返還義務について予め通知したこと。
- (9) 処分庁は、平成21年1月29日付け保護決定（変更）通知書にて1月分の生活保護費として生活扶助 [REDACTED] 円、住宅扶助 [REDACTED] 円の計 [REDACTED] 円、平成21年1月29日付け保護決定（変更）通知書にて2月分の生活保護費として生活扶助 [REDACTED] 円、住宅扶助 [REDACTED] 円の計 [REDACTED] 円、平成21年2月25日付け保護決定（変更）通知書にて3月分の生活保護費として生活扶助 [REDACTED]



■■■■円、住宅扶助■■■■円の計■■■■円、平成21年3月26日付け保護決定(変更)通知書にて4月分の生活保護費として生活扶助■■■■円、住宅扶助■■■■円の計■■■■円を、それぞれ請求人等に通知し、平成21年2月5日から平成21年4月3日の間に■■■■円を支給していること。

- (10) 処分庁は、平成21年4月15日に請求人等から提出された亡夫(父)に係る未支給年金・保険給付振込通知書の写し等を受領し、同日、請求人等の金融機関口座に亡夫(父)の退職年金■■■■円、厚生年金通算老齢■■■■円、合計■■■■円が振り込まれたことを確認したこと。
- (11) 処分庁は、平成21年4月15日、請求人等宅を訪問し、未支給年金の返還について説明した。この際、請求人等からの親族への借金返済やガスコンロの修繕費などで生活ができないため、半額でもいいから免除して欲しい旨の申し出に対し、返還は必要となる旨を説明したこと。
- (12) 処分庁は、平成21年4月15日、本件処分を決定したこと。その決定費用返還額は、■■■■円であったこと。
- (13) 処分庁は、平成21年4月20日付け保護決定(変更)通知書にて請求人等の遺族厚生年金の認定替え、遺族共済年金の認定替え及び亡夫(父)の未支給年金の収入認定により、過支給となった■■■■円の返納を求め、請求人等は平成21年5月1日にこれを納付したこと。
- (14) 請求人等は、亡夫(父)の平成20年11月11日から平成20年12月3日まで及び平成20年12月9日から平成20年12月22日までの入院医療費合計■■■■円を負担し、平成21年9月末までの分納計画で返済していること。
- (15) 請求人等は、亡夫(父)の生前の入院期間に要した紙おむつ等の費用■■■■円を支払っていること。
- (16) 請求人等は、亡夫(父)の葬儀代金として葬儀会社に■■■■円を支払っていること。
- (17) 請求人等は、亡夫(父)の葬儀の際に■■■■円のタクシー費用を支払っていること。
- (18) 請求人等は、亡夫(父)の葬儀の際に、お布施として■■■■円を寺に支払っていること。
- (19) 請求人等は、ガスコンロの修繕費として、平成21年3月19日、27日及び4月28日の三回に分けて計■■■■円を支払っていること。
- (20) 審査請求人は、平成21年1月8日から平成21年6月6日の間に、■■■■(■■■■)に4回、■■■■に15回赴き、求職活動を行っていること。



2 判 断

(1) ア 法第4条第1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

イ そして、法第63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

これは、本来、資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、被保護者の状況を知りうる保護の実施機関が裁量により定めた額を、被保護者に返還させようとするものである。

ウ 上記の趣旨に照らすと、返還額を定めるに当たっては、原則として当該資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすべきものであるが、被保護世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めたものについては、本来の要返還額から控除して返還額を決定しても差し支えないものとされている。(生活保護手帳別冊問答集2009問13-5)

(2) ア そこで、これを本件について考えてみると、請求人等が受給した未支給年金 [REDACTED] 円について、請求人等は、前記認定事実(14)記載のとおり、亡夫(父)の生前の医療費 [REDACTED] 円を負担している。請求人等は、当該未支給年金は、亡夫(父)が生存していた期間の亡夫(父)自身の年金であるから、これを亡夫(父)自身の医療費に当てることは認められるべきであり、これを認めず、返還を求めた処分庁の決定は不当であると主張している。

これに対し、処分庁は、当該未支給年金は、請求人等の固有の権利として請求し、給付を受けたものであり、相続財産でもないとしている。これは、国民年金法第19条及び厚生年金保険法第37条の規定の解釈であり、これについては最高裁判例(平成7年11月7日第三小法廷平成3行(ツ)212号)においても判示されており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、未支給年金は亡夫(父)の死亡後(平成20年12月22日以降)いつでも請求することができることから、保護申請のあった平成21年1月7日時点において、請求人等には資力があつたものと認められることから、処分庁が当該未支給年金を法第63条の規定による要返還額の対象とした判断についても違法又は不当な点は認められない。



一方、生活保護手帳別冊問答集2009問8-95において、保護開始前の借金に対する弁済金については、収入から控除することは認められないとしている。これは、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、生活保護法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする生活保護法の目的から著しく逸脱することになるとの考え方である。この考え方は、法第63条の返還額を決定する場合においても堅持されるべきものであることから、処分庁が、請求人等の亡夫（父）の生前の医療費に係る債務について控除しないとした判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人等が主張する寺へのお布施代を支払うための親族からの借入金についても、同様の考え方により、認められないものである。

イ 次に、前記認定事実（15）、（16）、（17）の紙おむつ代、葬儀代金、タクシー費用の負担については、処分庁はこれらの事実について請求人からなら話を聞いておらず、請求人も事前に処分庁に伝えていない。

処分庁が返還額の決定に当たり、被保護者に対して事前の説明や調査を行うことは必須要件とはなっていない。処分庁は返還額の決定時点において、これらの事実については承知しえないことであり、当該経費を控除の対象としなかった処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ 次に、前記認定事実（20）の求職活動に係る交通費については、その頻度は著しく多いとは認められないため、当該経費を控除の対象としなかった処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

エ 次に、請求人等が主張する亡夫（父）の一周忌の法要にかかる費用についてであるが、当該経費は直ちに必要とするものでなく、将来予定されている支出に対する備えであり、認めることはできない。

オ 次に、前記認定事実（19）のガスコンロの修繕費についてである。処分庁は、保護金品の全額を返還額とすることが、世帯の自立の助長を著しく阻害すると認められるような場合には、それぞれの額を本来の要返還額から控除できる旨が生活保護手帳別冊問答集問13-5で示されており、本件については、（答）（2）ア～オに該当するかが判断基準になると考える。ガスコンロ代については、局第7-4（2）に規定する住宅維持費の対象にはならず、また局第7-2（6）ア～エ家具什器として考えた場合も、相談を受けた平成21年4月15日の時点では、アの保護開始時とはいえ、家具什器の支給事由に当たらないことから、ガスコンロ代を返還額から控除することはできない、と主張する。

処分庁は、「住宅維持費」及び「家具什器」に着目し、それぞれの規定には適合しないため、返還額からは控除できないと判断している。

請求人等から提出のあった領収書から判断すると、当該ガスコンロの修繕費とは、



ガスコンロ本体とガスホースの更新であり、処分庁の主張のとおり住宅維持費の対象とはならない。仮に家具什器として保護(変更)申請があった場合でも、相談時点においては支給要件を満たさないため、家具什器の対象にもならないとする処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

しかしながら、返還額の決定に当たって、自立更生のための用途に当てられたものとして控除の対象となりうるものとしては、上記の「住宅維持費」又は「家具什器」だけでなく、「課長通知第8の40」の認定基準についても考慮することが可能である。当該課長通知(2)のクにおいては「当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」とされている。ガスコンロは日常生活において十分利用の必要性の高い生活用品として認められるものであるから、今回のガスコンロ修繕費は返還金の決定に当たり、控除対象となりうるものとする。

また、生活保護手帳別冊問答集問13-5の(2)ウに記載されているとおり、当該控除は原則として、事前に実施機関に相談があった場合に限られ、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り、控除できるとされている。

請求人等は、平成21年4月15日にケースワーカーに対して、ガスコンロの修繕費等があり、返還を免除して欲しい旨を伝えている。請求人等から提出された領収書によると、平成21年3月19日、同年3月27日、同年4月28日の三回に渡って支払っていることが確認できる。

前述のとおり、当該経費の控除は、原則として事前に実施機関に相談があった場合に限られる。今ケースの場合、少なくとも平成21年3月19日にはガスコンロ修繕に着手していることが確認でき、処分庁に伝えたのは平成21年4月15日であり、事後の相談である。

ガスコンロは日々の生活において必要な煮炊きを行うための重要な生活用品であり、使用できなくなった場合は速やかな更新が不可欠である。処分庁が請求人等に対して、返還額からの控除の可能性のある事項について積極的に説明を行っておらず、請求人等が当該経費を返還控除には事前の相談が要件となることを知る機会がなかったことを考えると、処分庁への相談が平成21年4月15日の事後になってしまったことについては、真にやむを得ない事情があったと認められるべきと考える。

したがって、当該ガスコンロ修繕費について、平成21年4月15日に処分庁に申し出があったにも関わらず、処分庁が控除の対象としなかったことは、不相当であるから、返還額は、当該ガスコンロ修繕費 [] 円を除いた [] 円と変更されるべきである。

(3) その他、本件処分に違法又は不当な点はない。



よって、行政不服審査法第40条第5項の規定に基づき主文のとおり裁決する。

平成21年6月30日

長野県知事 村井



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

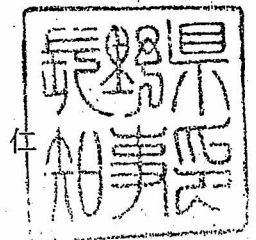
また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

上記は謄本です。

平成21年6月30日

長野県知事 村井



縦書きの印鑑欄